山梨県地方税制等検討会設置要綱

（目的）

第１条　県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による山梨県にふさわしい税制のあり方について幅広く検討するため、山梨県地方税制等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　検討会は、次の各号に定める事項について研究及び検討を行う。

（１）法定外税導入に係る課題

（２）その他検討会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　検討会は、委員９人以内をもって組織し、知事が委嘱する。

２　検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、検討会の会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　検討会は、会長が招集する。

２　検討会においては、会長がその議長を務める。

３　会長が必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（任期）

第５条　委員の任期は、この要綱の施行の日から令和４年６月３０日までとする。

（事務局）

第６条　検討会の事務局は、総務部税務課に置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会について必要な事項は、会長が定める。

　　　附　則

　この設置要綱は、令和元年８月８日から施行する。

　　　附　則

　この設置要綱は、令和３年１月１日から施行する。

　　　附　則

　この設置要綱は、令和３年１０月２５日から施行する。

　　　附　則

　この設置要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この設置要綱は、令和４年６月１日から施行する。